

「共生型サービス」
制度概要等の説明

滋賀県健康医療福祉部障害福祉課
企画・指導係

【共生型サービス導入の意義】

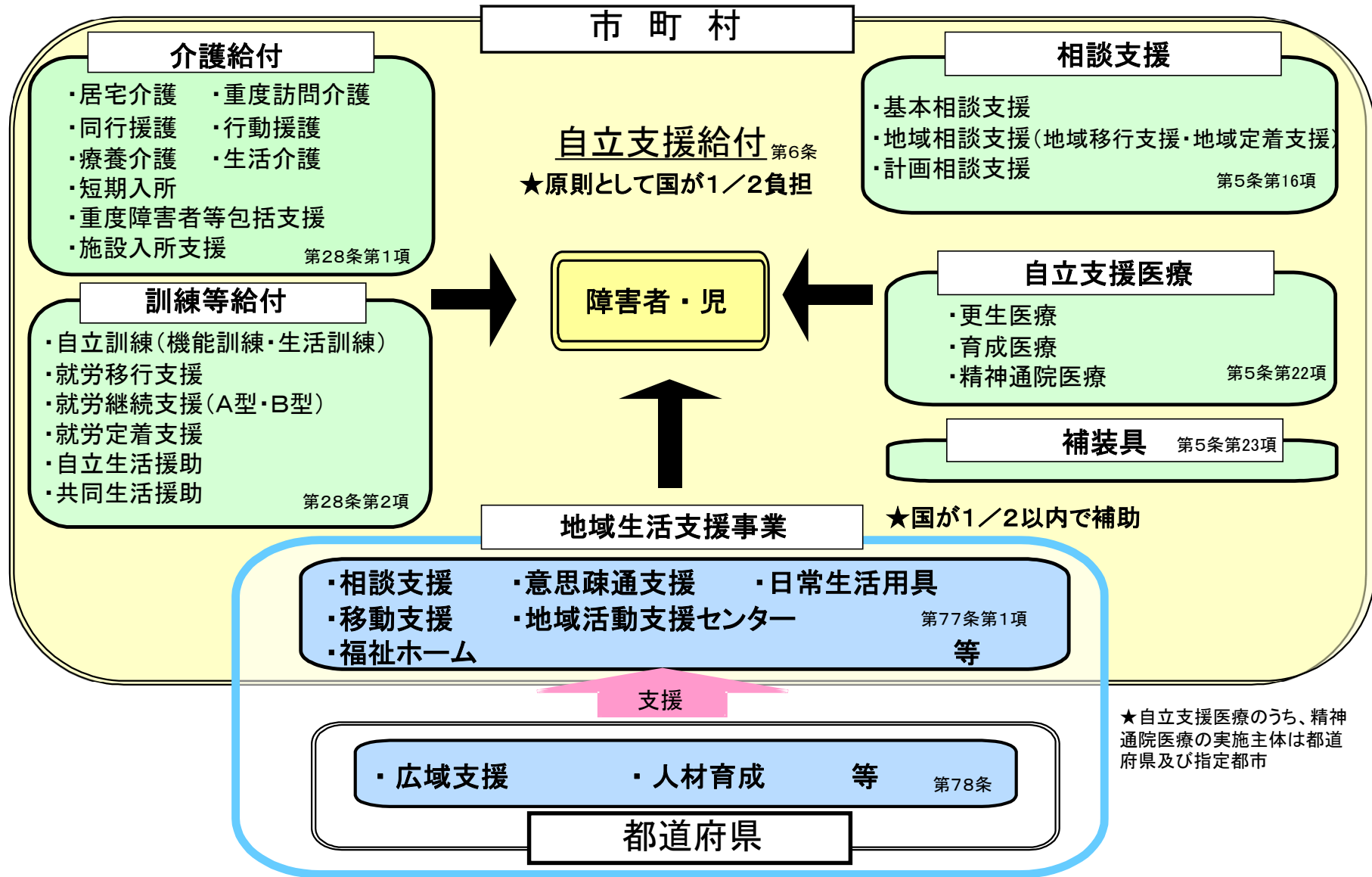
- 障害者がその特性や状態像に応じて、多様な支援メニューを選択できる社会を実現したいが、地域資源には限りがあり、それらを効率的に活用する必要性。

➡ 共生型障害福祉サービスの普及

- 通所介護事業所等で、「共生型障害福祉サービス」を実施していただくことで、「ピア活動的な要素」や「エンパワメント」等が期待できる。
- また、「生活介護・短期入所等」や「入浴支援」等、既存の障害施設だけでは充足が難しいニーズの受け止めが期待できる。
- 共生型障害福祉サービスの事業所数を増やし、事例を増やすことで、制度や運用上の問題点を明確化し、政府提案や運用の改善に資するものとしたい。

1. 障害福祉制度の概要

障害者総合支援法の給付・事業



障害福祉サービス等の体系（介護給付・訓練等給付）

			サービス内容	利用者数	施設・事業所数	
訪問系	介護給付	者 児	居宅介護	自宅で、入浴、排せつ、食事の介護等を行う	193,197	21,243
		者	重度訪問介護	重度の肢体不自由者又は重度の知的障害若しくは精神障害により行動上著しい困難を有する者であって常に介護を必要とする人に、自宅で、入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動支援、入院時の支援等を総合的に行う	11,853	7,451
		者 児	同行援護	視覚障害により、移動に著しい困難を有する人が外出する時、必要な情報提供や介護を行う	24,622	5,682
		者 児	行動援護	自己判断能力が制限されている人が行動するときに、危険を回避するために必要な支援、外出支援を行う	12,062	1,926
		者 児	重度障害者等包括支援	介護の必要性がとて高い人に、居宅介護等複数のサービスを包括的に行う	43	11
日中活動系	施設系	者 児	短期入所	自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、夜間も含めた施設で、入浴、排せつ、食事の介護等を行う	43,007	5,077
		者	療養介護	医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の世話をを行う	20,943	256
		者	生活介護	常に介護を必要とする人に、昼間、入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供する	295,584	11,961
居住支援系	訓練等給付	者	施設入所支援	施設に入所する人に、夜間や休日、入浴、排せつ、食事の介護等を行う	125,968	2,569
		者	自立生活援助	一人暮らしに必要な理解力・生活力等を補うため、定期的な居宅訪問や随時の対応により日常生活における課題を把握し、必要な支援を行う	1,251	288
訓練系・就労系	訓練等給付	者	共同生活援助	夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談、入浴、排せつ、食事の介護、日常生活上の援助を行う	154,680	11,239
		者	自立訓練（機能訓練）	自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、身体機能の維持、向上のために必要な訓練を行う	2,067	176
		者	自立訓練（生活訓練）	自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、生活能力の維持、向上のために必要な支援、訓練を行う	13,696	1,251
		者	就労移行支援	一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行う	34,877	3,055
		者	就労継続支援（A型）	一般企業等での就労が困難な人に、雇用して就労の機会を提供するとともに、能力等の向上のために必要な訓練を行う	78,695	4,132
		者	就労継続支援（B型）	一般企業等での就労が困難な人に、就労する機会を提供するとともに、能力等の向上のために必要な訓練を行う	302,545	14,926
		者	就労定着支援	一般就労に移行した人に、就労に伴う生活面の課題に対応するための支援を行う	14,028	1,443

(注) 1.表中の「者」「児」は「障害者」、「障害児」であり、利用できるサービスにマークを付している。 2.利用者数及び施設・事業所数は、令和4年1月サービス提供分（国保連データ）

障害福祉サービス等の体系（障害児支援、相談支援に係る給付）

		サービス内容	利用者数	施設・事業所数
障害児通所系	障害児支援に係る給付	児童発達支援 ● 児 日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練などの支援を行う	151,389	9,547
		医療型児童発達支援 ● 児 日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、 集 団 生 活 へ の 適 応 訓 練 な ど の 支 援 及 び 治 療 を 行 う	1,783	87
		放課後等デイサービス ● 児 授業の終了後又は休校日に、児童発達支援センター等の施設に通わせ、生活能力向上のための必要な訓練、社会との交流促進などの支援を行う	278,735	17,748
訪問系	障害児支援に係る給付	居宅訪問型児童発達支援 ● 児 重度の障害等により外出が著しく困難な障害児の居宅を訪問して発達支援を行う	278	100
		保育所等訪問支援 ● 児 保育所、乳児院・児童養護施設等を訪問し、障害児に対して、障害児以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援などを行う	9,770	1,145
入所系	障害児支援に係る給付	福祉型障害児入所施設 ● 児 施設に入所している障害児に対して、保護、日常生活の指導及び知識技能の付与を行う	1,386	185
		医療型障害児入所施設 ● 児 施設に入所又は指定医療機関に入院している障害児に対して、保護、日常生活の指導及び知識技能の付与並びに治療を行う	1,821	197
相談支援系	相談支援に係る給付	計画相談支援 ● 者 児 【サービス利用支援】 ・ サービス申請に係る支給決定前にサービス等利用計画案を作成 ・ 支給決定後、事業者等と連絡調整等を行い、サービス等利用計画を作成 【継続利用支援】 ・ サービス等の利用状況等の検証（モニタリング） ・ 事業者等と連絡調整、必要に応じて新たな支給決定等に係る申請の勧奨	202,337	9,407
		障害児相談支援 ● 児 【障害児利用援助】 ・ 障害児通所支援の申請に係る給付決定の前に利用計画案を作成 ・ 給付決定後、事業者等と連絡調整等を行うとともに利用計画を作成 【継続障害児支援利用援助】	63,828	5,595
		地域移行支援 ● 者 住居の確保等、地域での生活に移行するための活動に関する相談、各障害福祉サービス事業所への同行支援等を行う	551	319
		地域定着支援 ● 者 常時、連絡体制を確保し障害の特性に起因して生じた緊急事態等における相談、障害福祉サービス事業所等と連絡調整など、緊急時の各種支援を行う	4,079	577

※ 障害児支援は、個別に利用の要否を判断（支援区分を認定する仕組みとなっていない）※ 相談支援は、支援区分によらず利用の要否を判断（支援区分を利用要件としていない）

（注） 1.表中の「 ● 」は「障害者」、「 ● 」は「障害児」であり、利用できるサービスにマークを付している。 2.利用者数及び施設・事業所数は、令和 4年 1月サービス提供分（国保連データ）

介護給付・訓練等給付・地域相談支援給付の支給決定プロセスについて

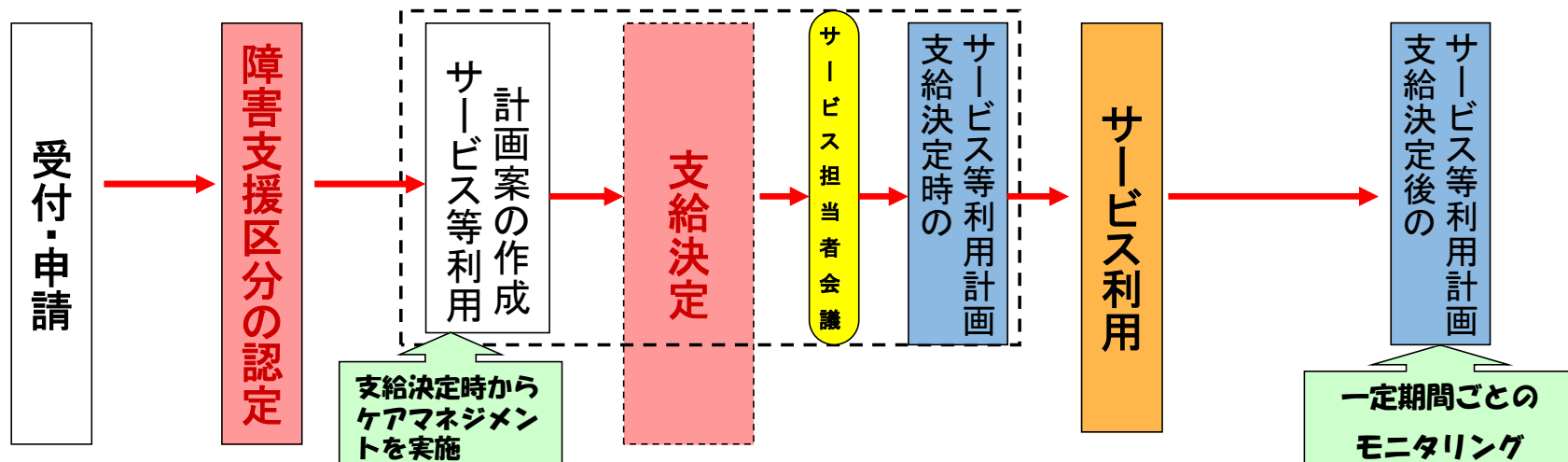
市町村は、必要と認められる場合として省令で定める場合（申請・支給決定の変更）には、指定を受けた特定相談支援事業者が作成するサービス等利用計画書の提出を求め、これを勘案して支給決定を行う。

* 上記の計画書に代えて、指定特定相談支援事業者以外の者が作成する計画書（セルフプラン）を提出可。

支給決定時のサービス等利用計画の作成、及び支給決定後のサービス等利用計画の見直し（モニタリング）について、計画相談支援給付費を支給する。

障害児についても、児童福祉法に基づき、市町村が指定する指定障害児相談支援事業者が、通所サービスの利用に係る障害児支援利用計画（障害者のサービス等利用計画に相当）を作成する。

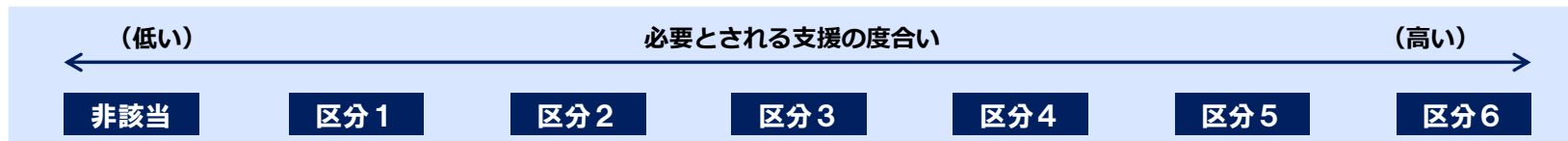
* 障害児の居宅介護等の居宅サービスについては、障害者自立支援法に基づき、「指定特定相談支援事業者」がサービス等利用計画を作成。（障害児に係る計画は、同一事業者が一体的（通所・居宅）に作成）



障害者総合支援法における「障害支援区分」の概要

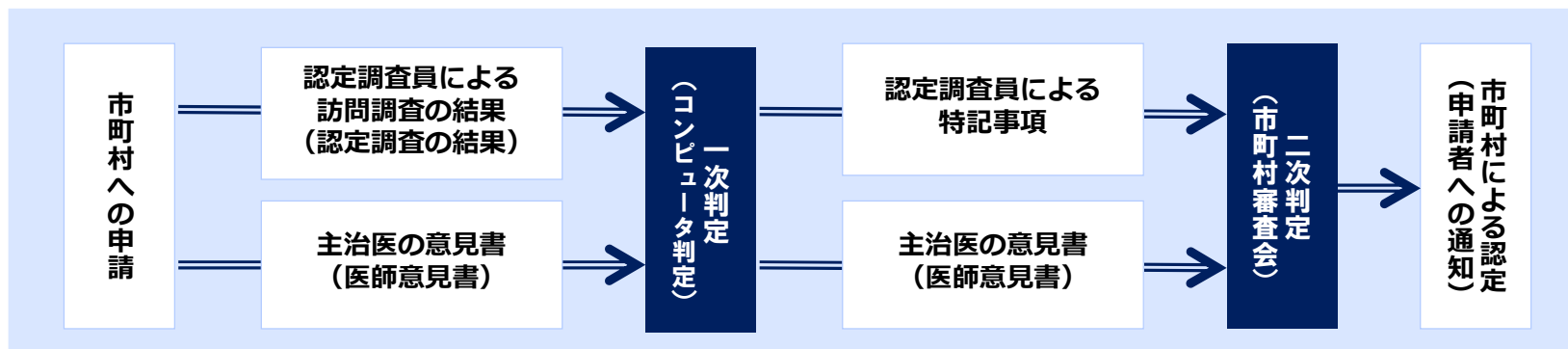
① 障害支援区分の定義（法第4条第4項）

○ 障害の多様な特性その他の心身の状態に応じて必要とされる標準的な支援の度合いを総合的に示すもの。



② 障害支援区分の認定手続き

○ 市町村は、障害者等から介護給付費等の支給に係る申請を受理した場合、以下の手続きによる「障害支援区分の認定」を行う。



③ 市町村審査会による二次判定結果（平成27年10月～平成28年9月）

非該当	区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6	合計
71件	6,163件	46,914件	53,224件	46,478件	37,538件	59,479件	249,867件
0.0%	2.5%	18.8%	21.3%	18.6%	15.0%	23.8%	100.0%

2. 近年の動向

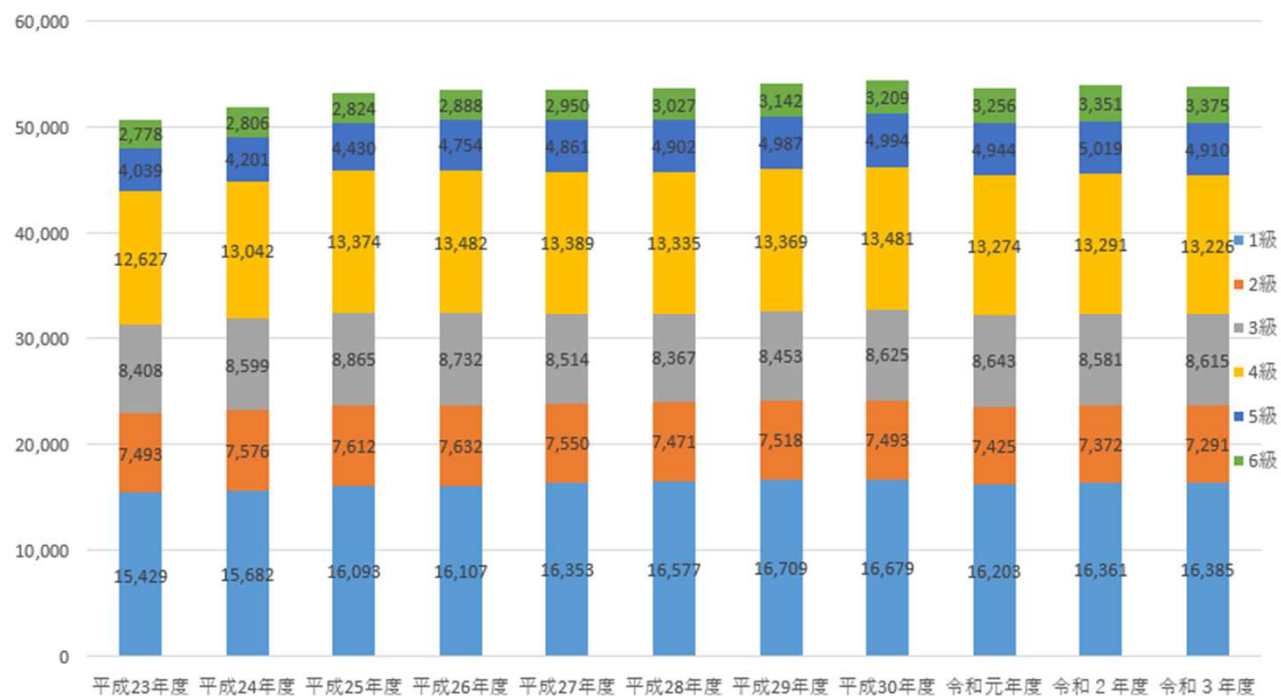
滋賀県内の状況 身体障害

身体障害者手帳を交付されている人の状況（人）

令和3年度末時点

総計	計	視覚障害	聴覚障害	平衡機能障害	音声・言語機能障害	肢体不自由	心臓機能障害	腎臓機能障害	呼吸器機能障害	ぼうこう・直腸機能障害	小腸機能障害	免疫機能障害	肝臓機能障害
		18歳未満	18歳未満	18歳未満	18歳未満	18歳未満	18歳未満	18歳未満	18歳未満	18歳未満	18歳未満	18歳未満	18歳未満
		18歳以上	18歳以上	18歳以上	18歳以上	18歳以上	18歳以上	18歳以上	18歳以上	18歳以上	18歳以上	18歳以上	18歳以上
	1,018	35	137	0	8	678	99	4	14	20	1	1	21
53,802	52,784	3,221	3,988	40	608	27,594	9,574	4,046	854	2,489	51	195	124

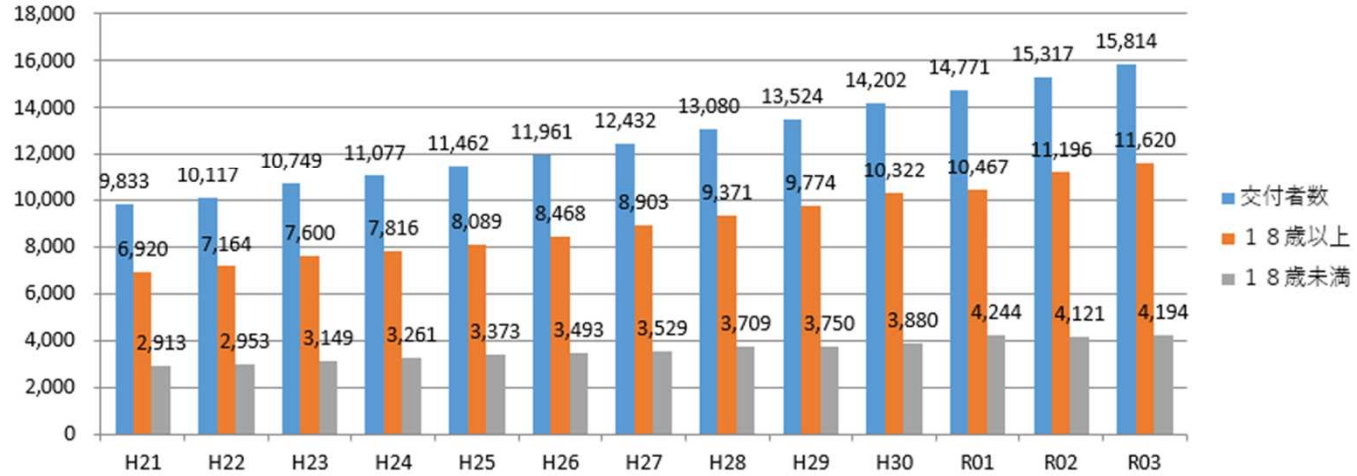
身体障害者手帳を交付されている人の障害程度の状況（人）



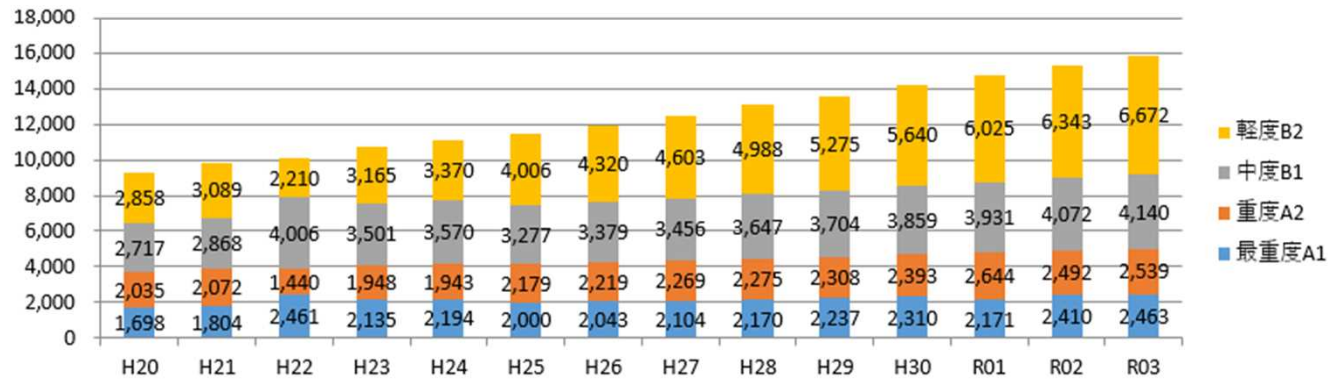
滋賀県内の状況 知的障害

療育手帳交付者数推移

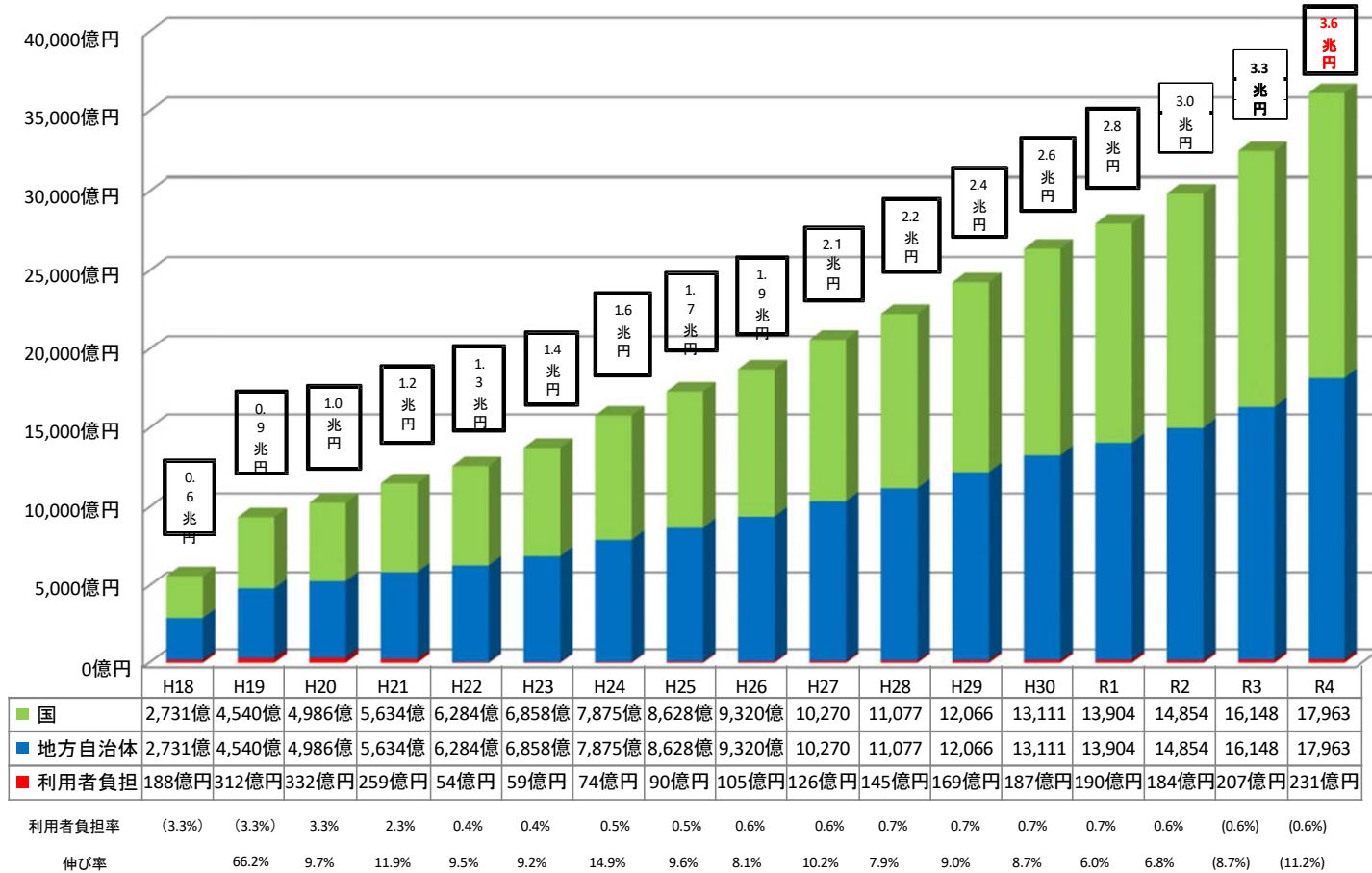
令和3年度末時点



障害程度推移



障害福祉サービス等に関する公費負担及び利用者負担



※国及び地方自治体の負担額：障害者自立支援給付費負担金（実績額。R4は予算額）。

※負担割合は、国：都道府県：市町村＝2：1：1

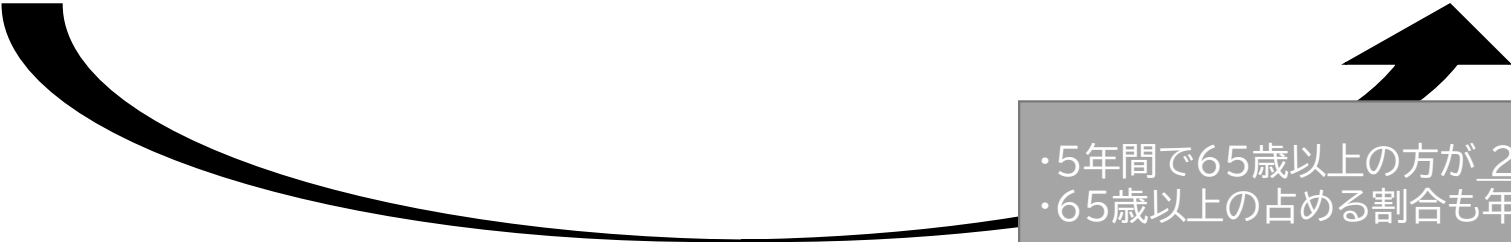
※利用者負担額：国保連データ（H20-R2）及び障害者自立支援給付費負担金を元に障害福祉課推計。

※利用者負担率：国保連データ（H20-R2）。H18・H19はH20の負担率、R3・R4はR2の負担率で仮置き。

障害者の高齢化

療育手帳所持者の高齢化率(数値については概数)

平成28年度			平成29年度			平成30年度			令和元年度			令和2年度		
65歳以上	総人数	65歳以上割合	65歳以上	総人数	65歳以上割合	65歳以上	総人数	65歳以上割合	65歳以上	総人数	65歳以上割合	65歳以上	総人数	65歳以上割合
1,188人	13,912人	8.54%	1,240人	14,423人	8.60%	1,307人	14,950人	8.74%	1,363人	15,527人	8.78%	1,428人	16,036人	8.90%
前年度_対比			+ 52人	+ 511人	+ 0.06%	+ 67人	+ 527人	+ 0.15%	+ 56人	+ 577人	+ 0.04%	+ 65人	+ 509人	+ 0.13%

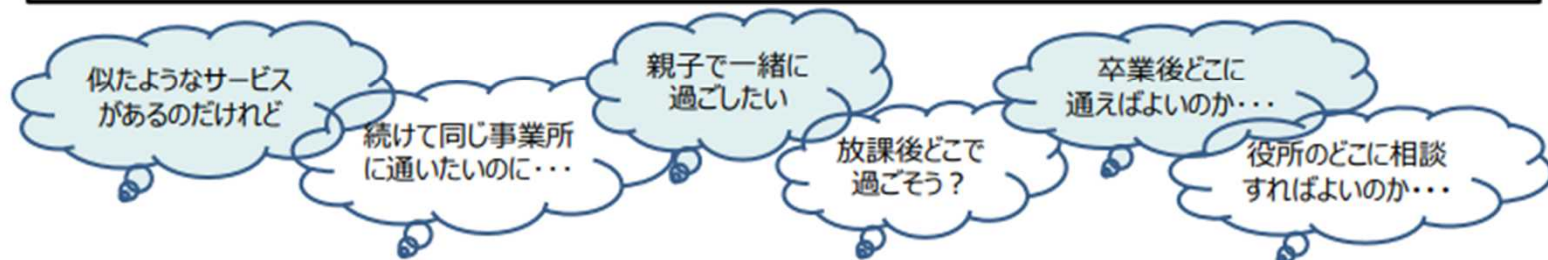
- 
- ・5年間で65歳以上の方が 240人 増
 - ・65歳以上の占める割合も年々増加

3. 共生型サービスの概要

はじめに

介護サービス事業所・障害福祉サービス事業所を運営している皆様

地域において、「解決できそうなのに解決されていない」困りごとを抱えている方がいるとの相談を受けたり、耳にしたりしたことはありませんか？



自治体の共生型サービス担当の皆様

地域において「役所のどこに相談すればよいかわからない」困りごとの相談を受けたことはありませんか？
また、介護保険サービス・障害福祉サービスを提供している中で「制度上の制約」を感じたことはありませんか？



共生型サービスの提供を開始する・共生型サービスを普及させることで、これらの課題を一緒に解決していくことができるかもしれません…！

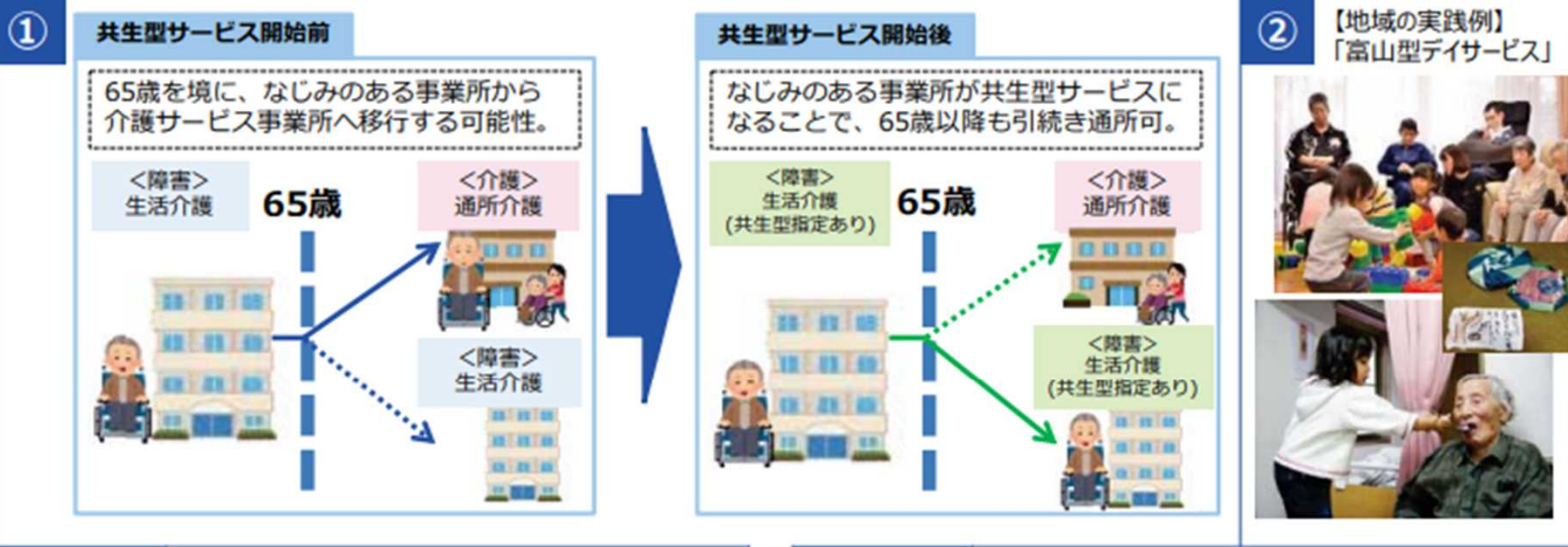
共生型サービスの概要

- 介護保険法の訪問介護・通所介護・（介護予防）短期入所生活介護については、障害者総合支援法若しくは児童福祉法の指定を受けている事業所からの申請があった場合、「共生型サービス」として指定が可能。

共生型サービスを活用することのメリット

利用者

- ① 障害者が65歳以上になっても、従来から障害福祉で利用してきたサービスの継続利用が可能となる。
- ② 高齢者だけでなく、障害児・者など多様な利用者が共に暮らし支え合うことで、お互いの暮らしが豊かになる。



事業所

障害福祉事業所、介護保険事業所それぞれの基準を満たす必要なし。

※ 障害福祉事業所の指定を受けた事業所であれば、基本的に共生型サービスの指定を受けることができるよう、特例基準を設定。

地域

地域の実情にあわせて、限られた福祉人材を有効に活用することが可能。

介護保険と障害福祉の両制度の基準や高齢者と障害児・者の支援内容の違いを踏まえ、サービスの質の確保に十分留意しつつ、共生型サービスの指定を推進

共生型サービスの対象となるサービス

- 共生型サービス創設の目的に照らし、以下のサービスを対象としている。
- ① 高齢障害者の介護保険サービスの円滑な利用を促進する観点から、介護保険優先原則が適用される介護保険と障害福祉両方の制度に相互に共通するサービス
 - ② 現行の基準該当障害福祉サービスとして位置付けられているサービス

	介護保険サービス		障害福祉サービス等
ホームヘルプサービス	○ 訪問介護	⇔	○ 居宅介護 ○ 重度訪問介護
デイサービス	○ 通所介護 ○ 地域密着型通所介護	⇔	○ 生活介護（主として重症心身障害者を通わせる事業所を除く） ○ 自立訓練（機能訓練・生活訓練） ○ 児童発達支援（主として重症心身障害児を通わせる事業所を除く） ○ 放課後等デイサービス（同上）
ショートステイ	○ 短期入所生活介護 ○ 介護予防短期入所生活介護	⇔	○ 短期入所
「通い・訪問・泊まり」といったサービスの組合せを一体的に提供するサービス※	○ 小規模多機能型居宅介護 ○ 介護予防小規模多機能型居宅介護 ○ 看護小規模多機能型居宅介護	→	○ 生活介護（主として重症心身障害者を通わせる事業所を除く） ○ 自立訓練（機能訓練・生活訓練） ○ 児童発達支援（主として重症心身障害児を通わせる事業所を除く） ○ 放課後等デイサービス（同上）
	□ 通い □ 泊まり	→	○ 短期入所

※ 障害福祉サービスには介護保険の（看護）小規模多機能型居宅介護と同様のサービスはないが、障害福祉制度における基準該当の仕組みにより、障害児・者が（看護）小規模多機能型居宅介護に通ってサービスを受けた場合等に、障害福祉の給付対象となっている。

滋賀県の課題：医療的ケアに対応した事業所の不足

ご検討ください



経緯

医療的ケア児者(日常的にたんの吸引・経管栄養・気管切開の衛生管理等のケアを要する)の増加
 医療的ケア児:2005年→2018年で倍増

【参考】令和元年度滋賀県医療的ケア児実態調査

- 対象者 県内の医療的ケア児(0~18歳)
- 回答数 287件
- 困っていること・不安に思うこと(複数選択)
 災害時の対応

132件(46.0%)

一時的に預かってくれるサービス 122件(42.5%)

【参考】重症心身障害児者(※)統計(R4年度末時点)

(※重度の身体障害と知的障害を併せ持つ)

○滋賀県内の重症心身障害児者 1,000人

○在宅で生活する児者 652人

うち在宅での家族による介護が難しい等の理由から入所を希望する児者 77人

ケアを行う家族の休息(レスパイト)・ 体調不良時の一時預かりは重要

レスパイトの現状

病院でのレスパイト入院・・・新型コロナ感染症以降の病床再編、人員確保に課題があり、受け入れが縮小
 医療型短期入所(障害福祉サービス)・・・厚労省施設基準=病院・診療所・介護老健 というハードル
 ⇒県内の宿泊可能な医療型短期入所は、南部・甲賀地域に3事業所のみ【令和6年2月時点】
 ⇒希望する利用ができず、北部から長時間送迎の負担

“隙間を埋める” 共生型短期入所

共生型サービスにおいては、
 短期入所生活介護、小規模多機能型居宅介護 等において
 障害福祉サービスである「共生型短期入所」が実施可能

ショートステイ	<input type="checkbox"/> 短期入所生活介護 <input type="checkbox"/> 介護予防短期入所生活介護	<input type="radio"/> 短期入所
「通い・訪問・泊まり」といったサービスの組合せを一体的に提供するサービス※	<input type="checkbox"/> 小規模多機能型居宅介護 <input type="checkbox"/> 介護予防小規模多機能型居宅介護 <input type="checkbox"/> 看護小規模多機能型居宅介護 <input type="checkbox"/> 通い <input type="checkbox"/> 泊まり	<input type="radio"/> 短期入所

看護職員を配置するサービス形態(看護小規模多機能型居宅介護等)において
 「共生型短期入所」を実施し、医療的ケアや重症心身障害児者を受け入れ
 ⇒ケアを行う家族等の休息となり、地域の資源充実につながります！

4. 共生型障害福祉サービス の指定手続き

①事前協議

- 指定を受けようとする日の3カ月前を目途に、事業内容等の協議を行う。
(事業計画や従業員の配置状況、事業所の平面図等を御持参ください。)

②書類の作成

- 作成書類は以下のとおり。これに加えて、介護保険事業所の指定を受けていることを証明する書類(指令書の写し)を御提出いただきます。
- 申請書等掲載HP:<http://www.pref.shiga.lg.jp/ippan/kenkouiryohukushi/syougai Fukushi/303318.html>

指定申請に係る添付書類一覧表

《 ○：提出必須 △：該当する場合 —：提出不要 》

	必要（添付）書類	生活介護	短期入所	備 考
1	指定申請書	○	○	
2	別紙（他の法律において既に指定を受けている事業等について）	○	○	別紙
3	連絡先などについて	○	○	別紙連絡先
4	指定に係る記載事項	○	○	付表
5	添付書類一覧表	○	○	本表
6	その法人の登記記載事項証明書又は条例等	○	○	
8	従業者等の勤務体制及び勤務形態一覧表	○	○	参考様式 1
9	組織体制図	○	○	
10	管理者の経歴書	○	○	参考様式 2
13	サービス管理責任者の経歴書	△	—	参考様式 2
14	実務経験証明書、研修修了書（写）	△	—	参考様式 3 サービス管理責任者分
17	平面図	○	—	参考様式 4
18	建物の構造概要及び平面図	—	○	
19	居室面積等一覧表	○	○	
20	設備・備品等一覧表	○	○	参考様式 5
21	併設する施設の概要	—	○	
22	運営規程	○	○	
23	指定障害福祉サービスの主たる対象者を特定する理由	△	△	参考様式 6
24	利用者からの苦情を処理するために講ずる措置の概要	○	○	参考様式 7
25	協力医療機関との契約の内容	○	○	
28	障害者総合支援法第36条第3項各号の規定に該当しない旨の誓約書	○	○	参考様式 8
31	事業計画書	○	○	
32	収支予算書	○	○	
33	損害賠償発生時の対応方法を明示する書類	○	○	
38	介護給付費等算定に係る体制届出書	○	○	様式第5号（その1～別紙10）
39	障害福祉サービス事業等開始（変更）届	○	○	別記様式第17号

③指定申請

1. 提出時期

遅くとも予定している指定日の1カ月前までに御提出ください。

2. 提出部数

1部

3. 提出先

滋賀県健康医療福祉部障害福祉課企画・指導係

④最後に...

- 御興味を持っていただけましたら、お声がけ下さい。
- 実施できるかどうかも含めて、一緒に検討していきたいと思えます。
- ぜひ、共生型サービスの実施について、御検討いただけましたら、幸いです。

【連絡先】

担当：滋賀県健康医療福祉部障害福祉課
企画・指導係

電話：077-528-3544

Mail：ec0002@pref.shiga.lg.jp